

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 沿岸漁業改善資金に係る償還金及び違約金の収納事務並びに貸付金の支
出事務の委託 (水産業振興課) 一
○都市計画区域の変更 (都市計画課) 一
○都市計画の変更 (同) 一
○土地改良区の定款変更の認可 (大河原地方振興事務所) 二

告 示

○宮城県告示第四百八十一号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を
次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成一番二十七
東日本信用漁業協同組合連合会
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る収納及び支出の内容
沿岸漁業改善資金に係る償還金及び違約金並びに貸付金
- 三 指定年月日
令和六年六月二十七日
- 四 委託年月日
令和六年七月十日

五 委託期間

令和六年七月十日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、
気仙沼都市計画区域を次のとおり変更した。

令和六年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画区域の名称

気仙沼都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

気仙沼市 魚浜町の全部、九条、田中、古町四丁目、古町、魚町二丁目、太田二丁目、南町海
岸、港町、魚市場前、蔵底、西八幡前、西中才、東八幡前、浪板、大浦、大岩井山、
大峠山、松崎片浜、松崎尾崎、松崎大萱、松崎下金取、赤岩大石倉、赤岩長柴、赤
岩大滝、赤岩牧沢、松崎前浜、瘦槻、百目木、和野、柳沢、波路上瀬向、波路上内
沼、波路上岩井崎、波路上内田、長磯赤貝、長磯二本松、長磯浜、長磯七半沢、長
磯森、岩月台ノ沢の各一部

2 都市計画区域から除外する土地の区域

気仙沼市 二ノ浜の全部、三ノ浜の全部、古町四丁目、太田二丁目、西中才、東中才、東八幡
前、浪板、大浦、小々汐、大岩井山、大峠山、松崎尾崎、松崎猫淵、松崎立石、松
崎大萱、松崎下金取、赤岩大石倉、赤岩長柴、赤岩大滝、松崎北沢、松崎前浜、瘦
槻、百目木、和野、金成沢、波路上明戸、長磯森、最知南最知、最知荒沢、岩月帯
沢、岩月長平、岩月台ノ沢、岩千岩田、本吉町土樋下、本吉町後田の各一部

○宮城県告示第四百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の
規定により、気仙沼都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に
ついでの関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

令和六年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

気仙沼都市計画区域の全域

○宮城県告示第四百八十四号

黒沢尻用水路土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、令和六年七月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年七月二十三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 田 村 賢 治